

あしや子ども風土記(第七集)

写真で見る

芦屋今むかし

⑧

芦屋の今(平成十一年)とむかし(昭和三十年代)の写真を、可能な限り同じ場所から撮影しています。見比べることにより、人々の暮らしがどのように移り変わってきたかを確認することができます。これからのまちづくり、何らかのヒントになるでしょうか。

駅東商店街

国鉄JR芦屋駅が拡張され、現在の場所に移った大正十一年ごろから、新の西側に商店ができました。その後、駅の東側にも商店ができたので、駅西・駅東商店街と言われるようになりました。駅東商店街では、夏の五と十のつく日に夜店も開かれ、にぎわっていました。しかし、大原市場やコープ芦屋の開設によって、商店街での買い物率は下がっていきま

した。

昭和四十四年には、二十八の商店がありました。左上の写真の商店街は現在、ラモール芦屋として生まれ変わりました。



昭和30年（1955）



平成10年（1998）



昭和28年（1953）

この商店街は、阪神電車がまだ開通していないころから、南北に通る道沿いできた、芦屋で一番古い商店街です。昭和四十四年には、六十四の商店がありました。また、この商店街と三八商店街

本通商店街

を東西に連絡した甲陽市場は、市内で最も古い市場で、大正十四年にできました。平成七年に起こった阪神・淡路大震災によって、この商店街や三

八商店街、甲陽市場は大きな被害を受けました。左上の写真の広告看板には、芦屋会館で上映されていた映画のタイトルが見えます。



平成21年（2009）



●平成十年に発行した「あしや子ども風土記」写真で見える芦屋今むかしを紹介しています。ここでは、発行当時の原文に近い状態で引用しています。



昭和31年（1956）



平成21年（2009）



三八商店街

この商店街は、古くから芦屋の中心的な商店街として発展してきました。昭和三年八月ごろから商店ができました。その年月になんで、三八商店街の名前が選ばれました。夏の三と八のつく日に

特価販売の夜店も開かれました。昭和四十四年には、七十の商店がありました。三八商店街の東側には、昭和二十五年に開館した映画館「芦屋会館」がありました。

また、三八商店街の南にも寿劇場が大正十年ごろでき、映画や浪曲・漫才が行われていました。しかし、芦屋会館は昭和四十五年に閉館し、寿劇場は昭和十年焼

シリーズあしや子ども風土記

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

■シリーズ「あしや子ども風土記」のバックナンバーは、美術博物館・市役所売店で販売しています。



第2集「歴史さんぽ」・第3集「植物のかんさつ」・第4集「小さな生きものたち」・第5集「文学さんぽ」と第9集「写真で見る芦屋今むかし2」は各400円。第6集「芦屋の地名をさぐる」・第7集「写真で見る芦屋今むかし」・第8集「描かれた芦屋の風景」は各500円。第1集「伝記・物語」は完売しました。

●「広報あしや」バックナンバーは、市ホームページ『広報あしやON LINE』でご覧いただけます。

商業登記

- 会社・各種法人・組合などの設立
- 役員の変更
- 商号や目的(事業内容)の変更
- 本店または支店の移転
- 合併や営業譲渡など企業再編
- 有限会社から株式会社に組織変更

毎月の返済を楽にするための債務整理や払いすぎた利息の返還請求。遺言の作成や信託などの相続税対策、成年後見をはじめ財産管理をお考えの場合にもご相談に応じます。

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

債務整理費用(税込)	
着手金	無料
減額報酬	無料
過払金報酬	経済的利益の26.25%以下
定額報酬	1社 52,500円以下
その他訴訟費用等実費をいただきます。	

司法書士 山村直子
 ■兵庫県司法書士会 第1682号
 ■簡裁代理認定 2004年3月1日 第212355号
 兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023

不動産登記

- 不動産の所有者が変わったとき(売買)(相続)(贈与)
- 不動産を担保にしたとき
- 不動産を担保にしている返済が終わったとき
- 不動産所有者が住所や氏名を変更したとき
- 不動産を貸したとき、借りたとき
- 売買の予約や、条件付・期限付で売買、贈与をしたとき

毎月の返済を楽にするための債務整理や払いすぎた利息の返還請求。遺言の作成や信託などの相続税対策、成年後見をはじめ財産管理をお考えの場合にもご相談に応じます。

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

あずさ司法書士法人
 ー神戸オフィスー
 神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F
<http://www.azusa-office.jp>
TEL.078-958-6070

受付時間 AM10:00-PM7:00

広告



司法書士 山村直子

